

令和元年度 放射線安全管理講習会テキスト(正誤表)

以下のスライドに誤りがありましたので、訂正いたします。

《テキスト修正箇所》

講義IV-6 下段

誤

輸出の場合

4 特定放射性同位元素が外国の工場又は事業所から許可届出使用者又は……許可廃棄業者の事業所等に運搬される場合には、輸入港から……「出発地」とあるのは、「輸入港」とする。

輸入の場合

5 特定放射性同位元素が許可届出使用者又は……外国の工場又は事業所に運搬される場合には、輸出港における……「到着地」とあるのは、「輸出港」とする。

全て同一人の場合

6 許可届出使用者による工場又は事業所の外における特定放射性同位元素の運搬について、発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である場合における法第25条の6第1項の措置は、特定放射性同位元素の搬出及び搬入に係る通知に関する事項並びに放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性の確認に関する事項を防護規程に定めることにより、行うものとする。



正

輸入の場合

4 特定放射性同位元素が外国の工場又は事業所から許可届出使用者又は……許可廃棄業者の事業所等に運搬される場合には、輸入港から……「出発地」とあるのは、「輸入港」とする。

輸出の場合

5 特定放射性同位元素が許可届出使用者又は……外国の工場又は事業所に運搬される場合には、輸出港における……「到着地」とあるのは、「輸出港」とする。

全て同一人の場合

6 許可届出使用者による工場又は事業所の外における特定放射性同位元素の運搬について、発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である場合における法第25条の6第1項の措置は、特定放射性同位元素の搬出及び搬入に係る通知に関する事項並びに放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性の確認に関する事項を防護規程に定めることにより、行うものとする。

誤

「B型輸送」、「A型輸送」の手続きについて

手続き	B型輸送	A型輸送
輸送容器の基準	B型輸送容器の技術基準。 (A型輸送容器の技術基準に加えて)	A型輸送容器の技術基準。
容器承認	原子力規制委員会の承認(*1)が必要。	自主的な品質保証。
固縛検討(解析)	国土交通省に固縛検討書を事前に届出が必要。	固縛解析が必要。
方法確認・物確認	国土交通省(*2)、原子力規制委員会(*3)に確認の申請が必要。	不要。
取決め書	事前にとり決めの締結及び締結の届出が必要。	強化セキュリティとなる線源は、事前にとり決めの締結及び締結の届出が必要。
運搬届	関係する公安委員会(*4)に届出。	強化セキュリティとなる線源は、関係する公安委員会(*4)に届出。



正

「B型輸送」、「A型輸送」の手続きについて

手続き	B型輸送	A型輸送
輸送容器の基準	B型輸送容器の技術基準。 (A型輸送容器の技術基準に加えて)	A型輸送容器の技術基準。
容器承認	原子力規制委員会の承認(*1)が必要。	自主的な品質保証。
固縛検討(解析)	国土交通省に固縛検討書を事前に届出が必要。	固縛解析が必要。
方法確認・物確認	国土交通省(*2)、原子力規制委員会(*3)に確認の申請が必要。	不要。
取決め書	事前にとり決めの締結及び締結の届出が必要。	強化セキュリティとなる線源は、事前にとり決めの締結及び締結の届出が必要。
運搬届	関係する公安委員会(*4)に届出。	強化セキュリティとなる線源は、関係する公安委員会(*4)に届出。

誤

防護の対象になる輸送物の数量

放射性輸送物		特定放射性同位元素の数量
非放散性 放射性同位元素	強化セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第1の数値の10倍以上
	基礎的セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第1の数値以上で10倍未満
放散性 放射性同位元素	強化セキュリティ輸送物	科原子力規制委員会告示第10号別表第2の数値以上で、 科学技術庁告第7号「外運搬告示」 A ₂ 値の3000倍以上
	基礎的セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第2の数値以上で、 科学技術庁告第7号「外運搬告示」 A ₂ 値の3000倍未満



正

防護の対象になる輸送物の数量

放射性輸送物		特定放射性同位元素の数量
非放散性 放射性同位元素	強化セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第1の数値の10倍以上
	基礎的セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第1の数値以上で10倍未満
放散性 放射性同位元素	強化セキュリティ輸送物	科原子力規制委員会告示第10号別表第2の核種で、 科学技術庁告第7号「外運搬告示」 A ₂ 値の3000倍以上
	基礎的セキュリティ輸送物	原子力規制委員会告示第10号別表第2の数値以上で、 科学技術庁告第7号「外運搬告示」 A ₂ 値の3000倍未満

講義IV-17 下段

「外運搬告示」 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示
(平成2年科学技術庁告示第7号)

第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq
6	¹⁴ C	40	42	⁹⁹ Mo	1
7	¹³ N	0.9	43	^{97m} Tc	40
9	¹⁸ F	1	53	¹²⁵ I	20
27	⁶⁰ Co	0.4	53	¹³¹ I	3
31	⁶⁸ Ga	0.5	54	^{131m} Xe	40
32	⁶⁸ Ge	0.5	55	¹³⁷ Cs	2
36	⁸⁵ Kr	10	88	²²⁶ Ra	0.2
38	⁹⁰ Sr	0.3	95	²⁴¹ Am	10

誤



「外運搬告示」 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示
(平成2年科学技術庁告示第7号)

第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq
6	¹⁴ C	40	42	⁹⁹ Mo	1
7	¹³ N	0.9	43	^{97m} Tc	40
9	¹⁸ F	1	53	¹²⁵ I	20
27	⁶⁰ Co	0.4	53	¹³¹ I	3
31	⁶⁸ Ga	0.5	54	^{131m} Xe	40
32	⁶⁸ Ge	0.5	55	¹³⁷ Cs	2
36	⁸⁵ Kr	10	88	²²⁶ Ra	0.2
38	⁹⁰ Sr	0.3	95	²⁴¹ Am	10

正